

議第72号

**県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を
求めることについて**

上記の議案を提出する。

令和6年3月11日

滋賀県知事 三日月 大 造

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定に基づき、令和5年度において県の行う次の建設事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
補助林道事業	長浜市	250,000	△ 5,000	245,000
	計	3,250,000	△ 5,000	3,245,000
県営農道整備事業	彦根市	34,190,000	7,440,000	41,630,000
	甲賀市	10,500,000	53,832,000	64,332,000
	計	44,690,000	61,272,000	105,962,000
県営みずすまし事業	長浜市	2,420,000	4,510,000	6,930,000
	東近江市	7,342,000	19,642,000	26,984,000
	計	9,762,000	24,152,000	33,914,000
県営農地防災事業	近江八幡市	5,000,000	△ 2,475,000	2,525,000
	高島市	5,680,000	9,722,000	15,402,000
	計	10,680,000	7,247,000	17,927,000
単独道路改築事業	大津市	44,250,000	△ 223,350	44,026,650
	彦根市	6,300,000	△ 1,173,750	5,126,250
	長浜市	29,221,500	△ 2,127,450	27,094,050
	近江八幡市	17,025,000	2,960,100	19,985,100
	草津市	24,000,000	6,801,800	30,801,800
	守山市	14,694,400	△ 824,200	13,870,200
	栗東市	12,000,000	400,000	12,400,000

議第72号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

議第72号 県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
	甲賀市	17,550,000 ^円	△ 1,817,100 ^円	15,732,900 ^円
	湖南市	2,625,000	△ 344,850	2,280,150
	東近江市	20,175,000	△ 1,255,350	18,919,650
	米原市	19,425,000	△ 1,171,500	18,253,500
	日野町	6,150,000	1,755,600	7,905,600
	竜王町	13,100,000	△ 3,600,000	9,500,000
	愛荘町	11,944,500	△ 1,560,300	10,384,200
	豊郷町	5,250,000	1,313,100	6,563,100
	甲良町	1,200,000	1,200,000	2,400,000
	多賀町	6,975,000	435,600	7,410,600
	計	271,432,950	768,350	272,201,300
補助急傾斜地崩壊対策事業	大津市	2,100,000	945,460	3,045,460
	彦根市	4,000,000	△ 1,222,500	2,777,500
	長浜市	1,950,000	2,532,808	4,482,808
	近江八幡市	4,800,000	4,000,000	8,800,000
	高島市	2,500,000	△ 785,350	1,714,650
	米原市	5,400,000	△ 1,761,620	3,638,380
	多賀町	5,700,000	△ 2,118,370	3,581,630
	計	26,450,000	1,590,428	28,040,428
補助急傾斜地総合流域防災事業	大津市	4,000,000	8,000,150	12,000,150
	長浜市	1,000,000	△ 659,000	341,000
	近江八幡市	1,000,000	2,000,000	3,000,000
	米原市	500,000	911,040	1,411,040
	計	14,200,000	10,252,190	24,452,190
補助都市計画街路事業	大津市	58,050,000	49,500,000	107,550,000
	彦根市	69,500,000	30,134,333	99,634,333
	守山市	49,185,000	43,290,000	92,475,000
	東近江市	20,250,000	△ 1,350,000	18,900,000
	計	196,985,000	121,574,333	318,559,333
単独都市計画街路事業	守山市	6,600,000	△ 1,200,000	5,400,000
	栗東市	3,900,000	1,200,000	5,100,000
	計	23,100,000	—	23,100,000

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。

(参考)

令和5年10月13日議決の「県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて（議第126号）」の金額を改めようとするものである。

議第72号
県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて